

水源林造成事業等評価技術検討会運営要領

〔21林整整第1050号
平成22年2月12日〕

最終改正 平成27年12月24日付け27林整整第604号

第1 趣旨

林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付け12林野計第73号）第8の規定に基づき、水源林造成事業に係る事前評価、期中の評価及び完了後の評価並びに特定中山間保全整備事業に係る完了後の評価を行うに当たって必要な技術的・専門的な知見を聴取するため、水源林造成事業等評価技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討会の構成

検討会は、林業経営、育林学等の各分野の学識経験者等から、林野庁長官が委嘱する者により構成する。

第3 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月末日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、後任者を委嘱することができるものとする。
この場合、後任者の任期は、前任者の任期の残期間とする。

第4 検討会の座長

検討会を統括するため、検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。

第5 検討会の開催

検討会は、林野庁長官の召集によりこれを開催する。

第6 議事の公開

検討会の議事の公開については検討会において定める。

第7 検討会の庶務

検討会の庶務は、林野庁森林整備部整備課において行う。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、検討会において定める。